

## 水質基準項目の説明

令和2年4月更新

番号	項目	基準値	区分	説明
1	一般細菌	100 個/ml 以下	病原生物の指標	清浄な水には極めて少ないため、著しく増加した場合は汚染されている疑いがあります。 水の安全性を判定する指標となります。
2	大腸菌	検出されないこと		人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には糞便に由来する病原生物に汚染されている可能性があります。
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	重金属	河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水等から混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下		河川水等に検出されることはまれですが、工場排水、農薬、下水等から混入することがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下		生体微量必須元素で、河川水にわずかに含まれます。鉱山排水や工場排水等から混入することがあります。
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道配管に鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下		地質の影響、鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	無機物	肥料、生活排水、下水などに含まれる有機性窒素化合物が、水や土壌中で分解される過程でつくられます。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		自然界に広く存在しており、窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水に多く含まれています。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	質	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	金属	火山地帯の地下水や温泉、工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。

14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	一般有機化学物質	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムに含まれている物質です。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		消毒剤の次亜塩素酸ナトリウム生成時に不純物の臭素が酸化され臭素酸が生成します。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの濃度の総和。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	金属	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		工場排水などの混入や浄水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		河川中の濁度に相応して含まれ、高濃度に含まれると異臭味(カナ気)や、洗濯物を赤褐色に着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		鉱山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。

36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味覚	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	色	鉱山排水、工場排水等のほか地質によって河川水等で検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	味覚	地質、海水、下水、家庭排水、工場排水及びし尿等の混入により検出され、高濃度含まれると味覚を損なう原因となります。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		カルシウムイオン、マグネシウムイオンの合計量をいい、主に地質に由来します。硬度が低いと淡白な味に、高くなるとしつこい味になります。
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		水を蒸発乾固したときに残る物質で、低すぎると淡白でくくのない味がし、高すぎるとしつこい味となります。適度に含まれるとまろやかな味となります。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	発泡	生活排水や工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると発砲の原因となります。
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	カビ臭	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生する藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	臭気	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	味覚	土壌由来のほか、し尿、下水、工場排水等の混入により増加します。水道水中に多いと渋味を生じます。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	基礎性状	酸・アルカリの液性を示すもので、7は中性を表し、これより値が大きくなるほどアルカリ性が、これより値が小さくなるほど酸性が強くなります。
48	味	異常でないこと		水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品等の混入及び藻類等生物の繁殖に起因します。
49	臭気	異常でないこと		水の臭気は、化学物質による汚染、藻類の繁殖、下水の混入及び地質等に起因します。
50	色度	5 度以下		水についている色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色な水です。
51	濁度	2 度以下		水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明な水です。